

介護情報基盤について

厚生労働省 老健局 老人保健課

長嶺 由衣子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の内容

1. 介護情報基盤整備にかかる背景
2. 全国医療情報プラットフォームとの関連
3. 介護情報基盤の目的と共有情報
4. 介護情報基盤を活用することによる各関係者のメリット
5. 介護情報基盤の構築におけるPMH（Public Medical Hub）の活用
6. 介護情報基盤利用に伴う通信方式とセキュリティの方針について
7. 今年度実施した先行実証について
8. 事業者支援について
9. 今後の進め方について

1. 介護情報基盤整備にかかる背景



介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋） （令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

（介護情報利活用の推進）

- 現在、利用者に関する顕名の介護情報等（介護レセプト情報、要介護認定情報、L I F E（科学的介護情報システム）情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっていない。厚生労働省データヘルス改革工程表に基づき、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められていることを踏まえて、具体的な介護情報基盤整備の在り方を検討することが必要である。そのため、現在、介護情報利活用に関するWGにおいて、必要な情報の選定・標準化や、情報を閲覧・共有するための仕組みの整備について議論されているところである。
- 自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することにより、以下の効果が期待でき、これにより、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進にも繋がる。
 - ・ 自治体が、被保険者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用する。
 - ・ 利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、利用者自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ・ 介護事業者・医療機関が、本人の同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に対して提供する介護・医療サービスの質を向上させる。
 - ・ 紙でのやりとりが減り、事務負担が軽減する。
- これらを踏まえ、個人情報保護や情報セキュリティに十分留意しつつ、また、全国医療情報プラットフォームの実現に資するよう、介護情報を集約し、医療情報とも一体的に運用する情報基盤を国が全国一元的に整備することが必要である。
この介護情報基盤を用いて介護情報等の収集・提供等を行う事業は、保険料と公費の財源により実施する地域支援事業として位置付ける方向で、より効率的・効果的な運用となるよう、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら、検討することが適当である。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

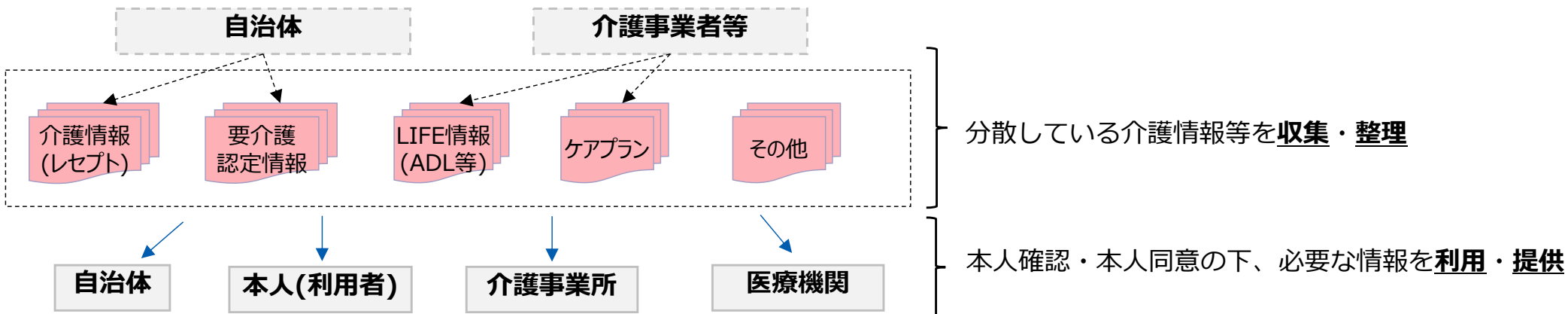
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者へ提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

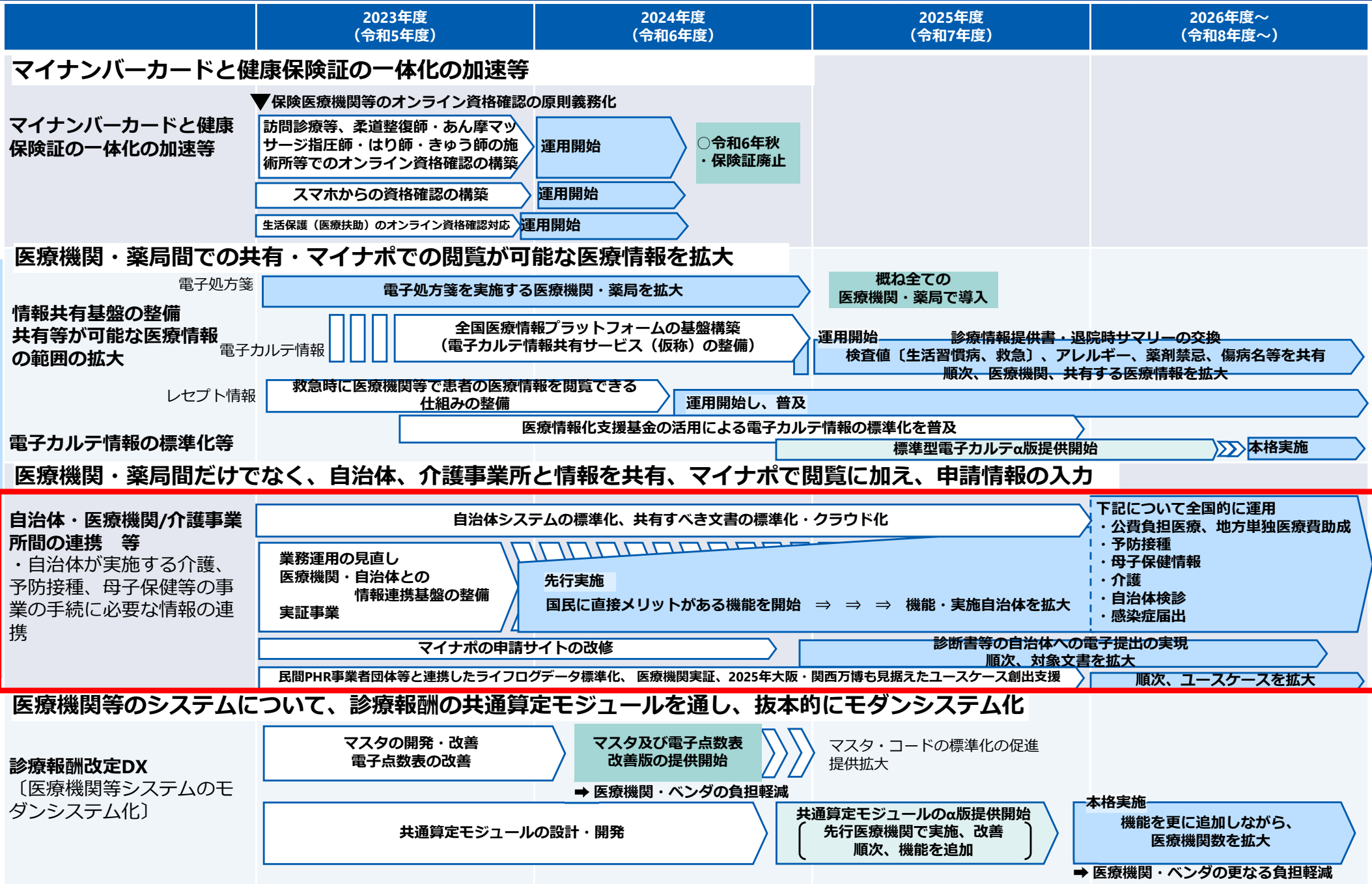
改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

（中略）

介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

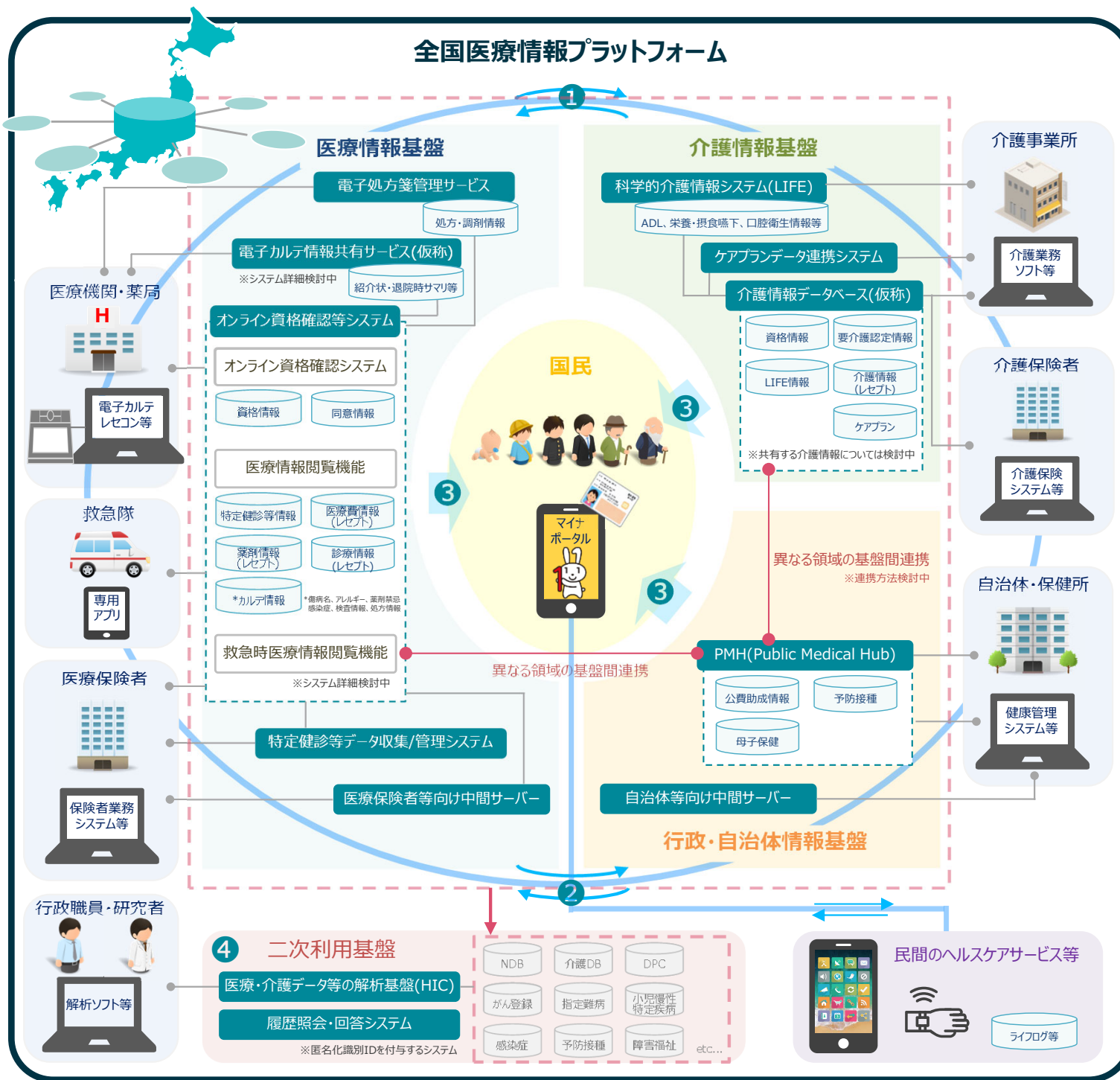
（中略）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

…介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

2. 全国医療情報プラットフォームとの関連

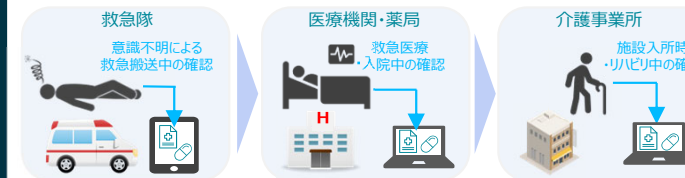
全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）



「医療DXのユースケース・メリット例」

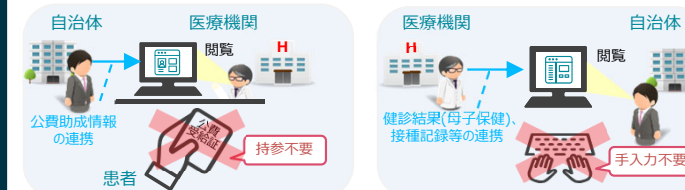
1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療的・確かな診断が可能になる。



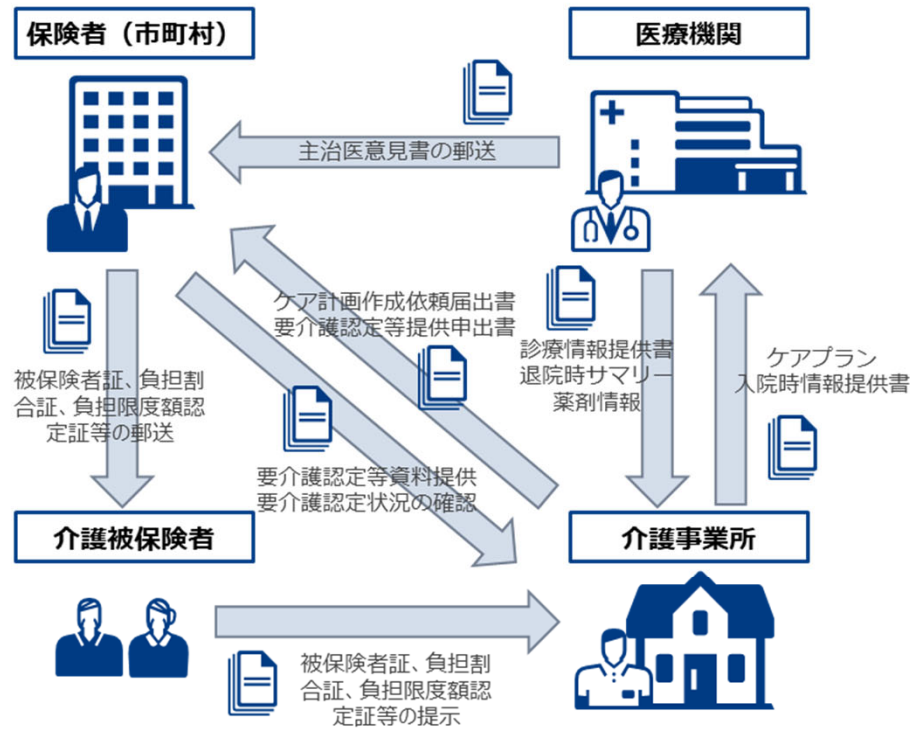
3. 介護情報基盤の目的と共有情報

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

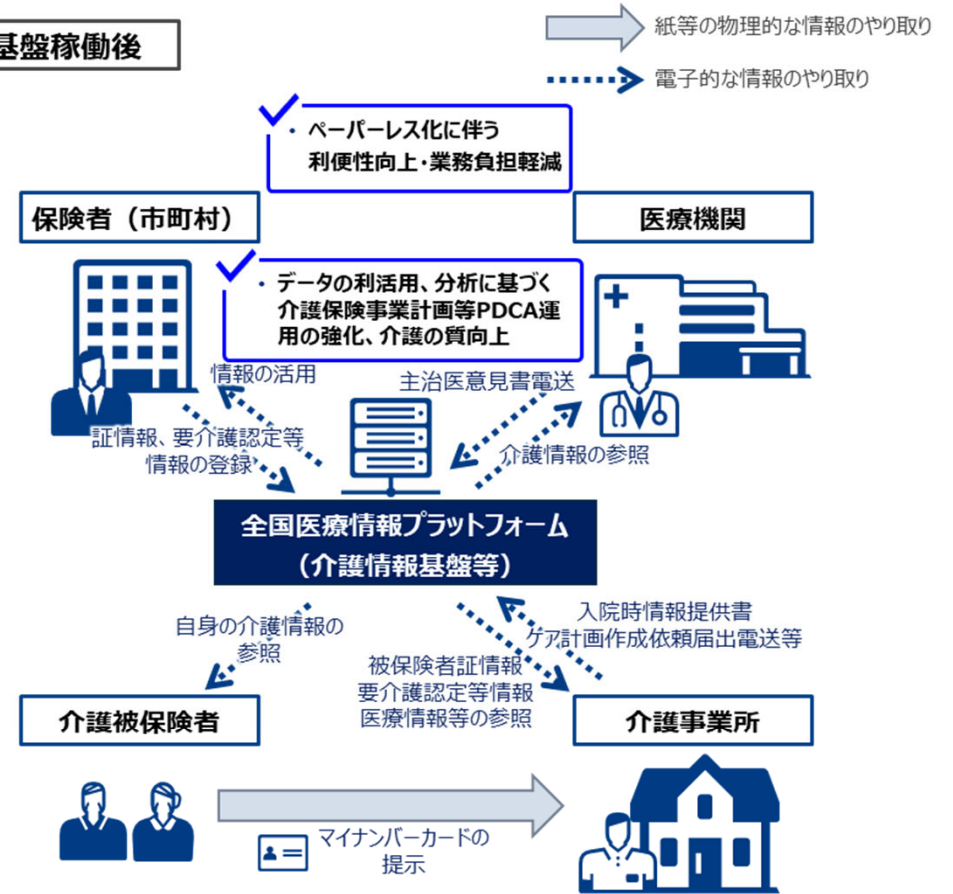
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- ⚠️ 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- ✓ 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- ✓ 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（現在）

★：作成主体 ○：主に情報共有されている主体
水色部分はすでに電子的に共有されている情報

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者				
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）	介護事業所	医療機関
				作成事業所	作成事業所	作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★			
	②主治医意見書		○		★ (※2)	★
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★	○	○	○
	④要介護認定申請書	★	○			
請求・給付情報	①給付管理票 ②居宅介護支援介護給付費明細書	○	○	★		
	③介護給付費請求書 ④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 ⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書 ⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 ⑧施設サービス等介護給付費明細書	○	○		★	
L I F E 情報	①LIFE情報（利用者フィードバック票）				★	
ケアプラン	(1)居宅サービス (2)施設サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ⑥第1表 施設サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ⑦第2表 施設サービス計画書(2) ③第3表 週間サービス計画表 ⑧第3表 週間サービス利用表 ④第6表 サービス利用票 ⑤第7表 サービス利用票別表	○		★	○	
住宅改修費利用等の情報	①介護保険住宅改修費利用情報 ②介護保険福祉用具購入費利用情報		★			

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

注) 点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（介護情報基盤運用開始後）

★：作成主体 ○：これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体

◎：今後、利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者								
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）		介護事業所		医療機関		
				作成事業所		作成事業所		作成者		
要介護認定情報	①認定調査票		★		◎					
	②主治医意見書		○		◎		★ (※2)	◎ (※2)	★	◎
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★		○		○		○	◎
	④要介護認定申請書	★	○							
請求・給付情報	①給付管理票 ②居宅介護支援介護給付費明細書	○ (※3)	○ (※3)		★					
	③介護給付費請求書 ④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 ⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書 ⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 ⑧施設サービス等介護給付費明細書	○ (※3)	○ (※3)				★			
LIFE情報	①LIFE情報（利用者フィードバック票）	◎	◎		◎		★	◎	◎	
ケアプラン	(1)居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第3表 週間サービス計画表 ④第6表 サービス利用票 ⑤第7表 サービス利用票別表 (2)施設サービス ⑥第1表 施設サービス計画書(1) ⑦第2表 施設サービス計画書(2) ⑧第3表 週間サービス利用表	○	◎		★		○		◎	
住宅改修費利用等の情報	①介護保険住宅改修費利用情報 ②介護保険福祉用具購入費利用情報	◎	★		◎					

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注) 点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

4. 介護情報基盤を活用することによる 各関係者のメリット

自治体及び事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

① 要介護認定情報の電子化・共有について

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日



居宅介護支援では自治体窓口へ移動するという業務すべてに手間がかかっており、要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が電子化・共有されることにより業務効率化が期待できる

要介護認定結果がいつ来るかわからず自治体に問い合わせることがあり、要介護認定申請の進捗状況や結果が、確認したいときに画面上で参照できると助かる

窓口が空いている時間内に庁舎を訪問する必要があり、日程調整が困難で、書類が本来必要なタイミング（入所時面談時等）に書類を受領することが難しい

ケアマネジャー
地域包括支援センター

郵送でのやりとりでは、時間がかかり30日以内の認定を達成できない場合が多い。特に、主治医意見書の回収に時間を要している。発送状況の管理も大変。

認定書類の開示請求について、職員にとっては多数の業務があるなかで、それなりの時間を取られている。

認定事務の間に介在する認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知など、様々な書類の郵送に、往復5日かかることもある。

郵送の到着日によっては審査会にかけられない可能性もあるため、郵送部分は短縮できるとよい。

ケアマネジャーから認定が下りたか問い合わせる電話が頻繁にかかってきており、それに対応する負担がある。



自治体

介護情報基盤でできること：要介護認定事務の電子化

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者）

利用者・家族



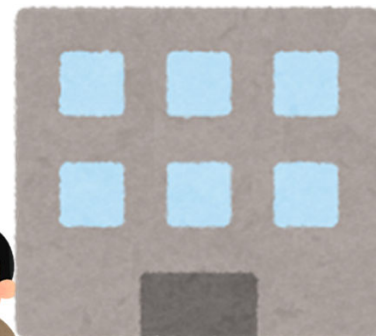
③要介護認定申請の進捗状況や結果について、マイナポータル上でいつでも参照可能となる

④要介護認定申請の進捗状況や結果について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上でいつでも参照可能となる

①主治医意見書が医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となる

②ケアマネジャーが要介護認定情報を介護情報基盤経由で確認できるため、認定書類の開示請求事務の対応が不要となる

保険者（市町村）



介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)



⑤認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知などの郵送が不要となり、認定審査にかかる時間の短縮が見込める

⑥居宅介護支援では窓口が開いている時間内に庁舎を訪問しなくても、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が閲覧可能となる

⑦過去の主治医意見書が確認可能となる

⑧自治体への主治医意見書の電子的送付が可能となる

介護事業所・ケアマネジャー

医療機関



自治体及び事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

② 介護保険被保険者証の電子化について

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日



ケアマネジャー、
介護事業所

居宅では紛失等により証情報の確認に手間がかかっており、電子化されることにより負担割合限度額証等、全被保険者が保持していない資格情報も確実に参照できるようになる

事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、人為的ミスの削減が期待できる

居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る確認・入力の手間が大幅に削減される

要介護度の高い利用者について、認定結果通知や介護被保険者証は事業所職員が市役所窓口で受け取ることもあるため、電子上で参照できるようになることで市役所に出向く機会が減るのはありがたい

介護保険の被保険者証は65歳になると自治体から送付しているが、認定を受けるまで利用しないため、毎回利用の段になると被保険者証を紛失している方が多く、毎度再発行の事務を行うことになる。

被保険者証とは別に、毎年夏に全ての要介護認定者分の負担割合証を印刷、郵送している。

要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際など、何度も追記が生じ、追記の度に再度印刷、郵送をしている。



自治体

介護情報基盤でできること：介護保険被保険者証の電子化

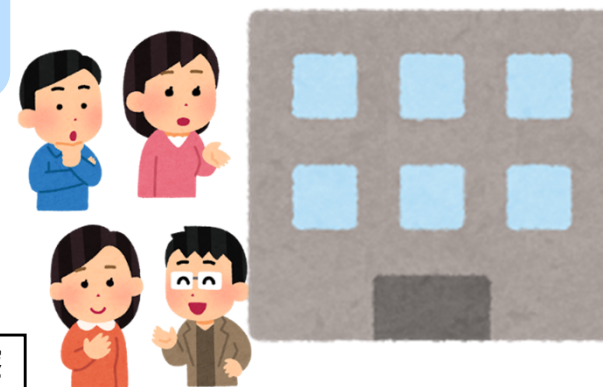
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は利用者・家族、保険者の2者）

利用者・家族



①紛失等による被保険者証の再発行の手間がなくなる

保険者（市町村）



②居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る発行・確認・入力の手間が大幅に削減される

介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービス
（画面イメージ）



③事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、入力ミスによる返戻等の削減が期待できる

④要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際などに被保険者証に何度も追記、発行する必要がなくなる

⑤要介護度の高い利用者の認定結果通知や被保険者証について事業所職員が窓口で代行して受領する必要がなくなる



医療機関

⑥紛失等による被保険者証の確認の手間がなくなる
※被保険者証のみならず限度額認定証等も同様

介護事業所・ケアマネジャー



事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

③ 福祉用具、住宅改修の利用履歴・上限額の確認について

社会保障審議会 介護保険部会（第113回）	資料1
令和6年7月8日	



ケアマネジャー

地域包括支援センター

特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴を自治体やケアマネに問い合わせる必要があり、利用履歴を参照できると業務負担の軽減になる

事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

④ 医療機関・介護事業所との情報共有について



ケアマネジャー

介護事業所

訪問看護事業所

医療機関

入退院の情報を電子的に共有できることについては利便性が高い。特にケアマネジャーが入院中の治療状況や入院前後のADL（入院によってどう変わったか）がわかると、ケアプランの作成に役立つ。

事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

⑤ 事業所間連携について

社会保障審議会 介護保険部会（第113回）	資料1
令和6年7月8日	



ケアプランデータ連携システムを使う事業所が増えるなど、利用者の普及による業務効率化を期待する

居宅利用者が施設に移る際、施設サービス計画作成時に過去のケアプランを参照できるとよい

ケアマネジャー

地域包括支援センター

令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究（令和5年度）」報告書より抜粋・一部改変

有識者ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

⑥ 2次利用について



効率的・効果的なサービス提供の分析のため、現在介護DBに入っていない情報について、介護情報基盤の1次利用の用途から徐々に増やしていくことが必要

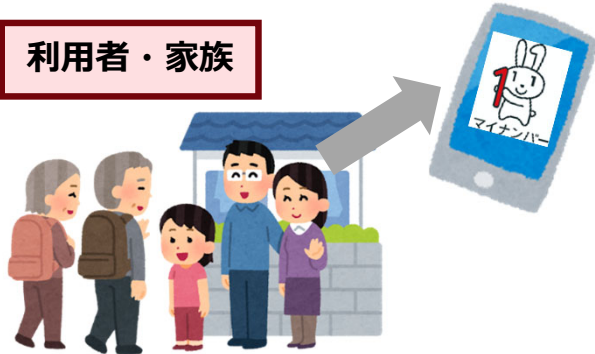
次世代医療基盤法の改正等も踏まえ、今後さらに他のデータとの連結が可能となっていくことを期待する

有識者

介護情報基盤でできること： LIFE情報・ケアプラン・履歴/上限額の電子化

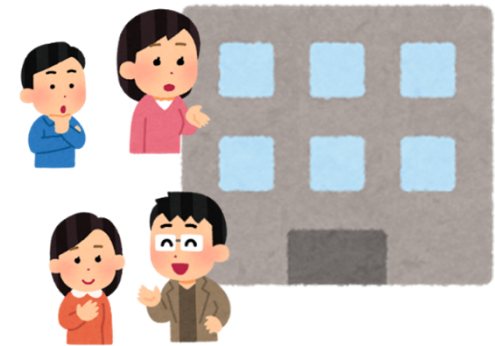
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は4者すべて）

利用者・家族



①ケアプランが電子化されることで、
利用者の介護保険サービス利用状況
を各自で閲覧可能となる

保険者（市町村）



②事業所間や多職種間の連携が強化され
介護サービスの質の向上が期待できる

③自身の介護情報を確認でき、
主体的な介護サービスの選択
等につながる

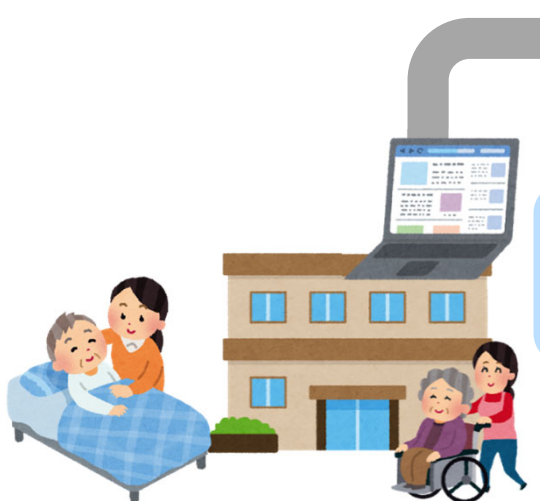
介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ) **介護情報基盤**



④過去のLIFE、ケアプラン、健診結
果等の情報を活用し、利用者の生
活に関する情報や必要な医学的管
理について把握可能となる

⑤特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴につ
いて、自治体に問い合わせる必要がなくなる

⑥LIFEの情報、過去のケアプラン等の情報を
活用し、予後の可能性を利用者と共有しな
がらケアプランを立てられる



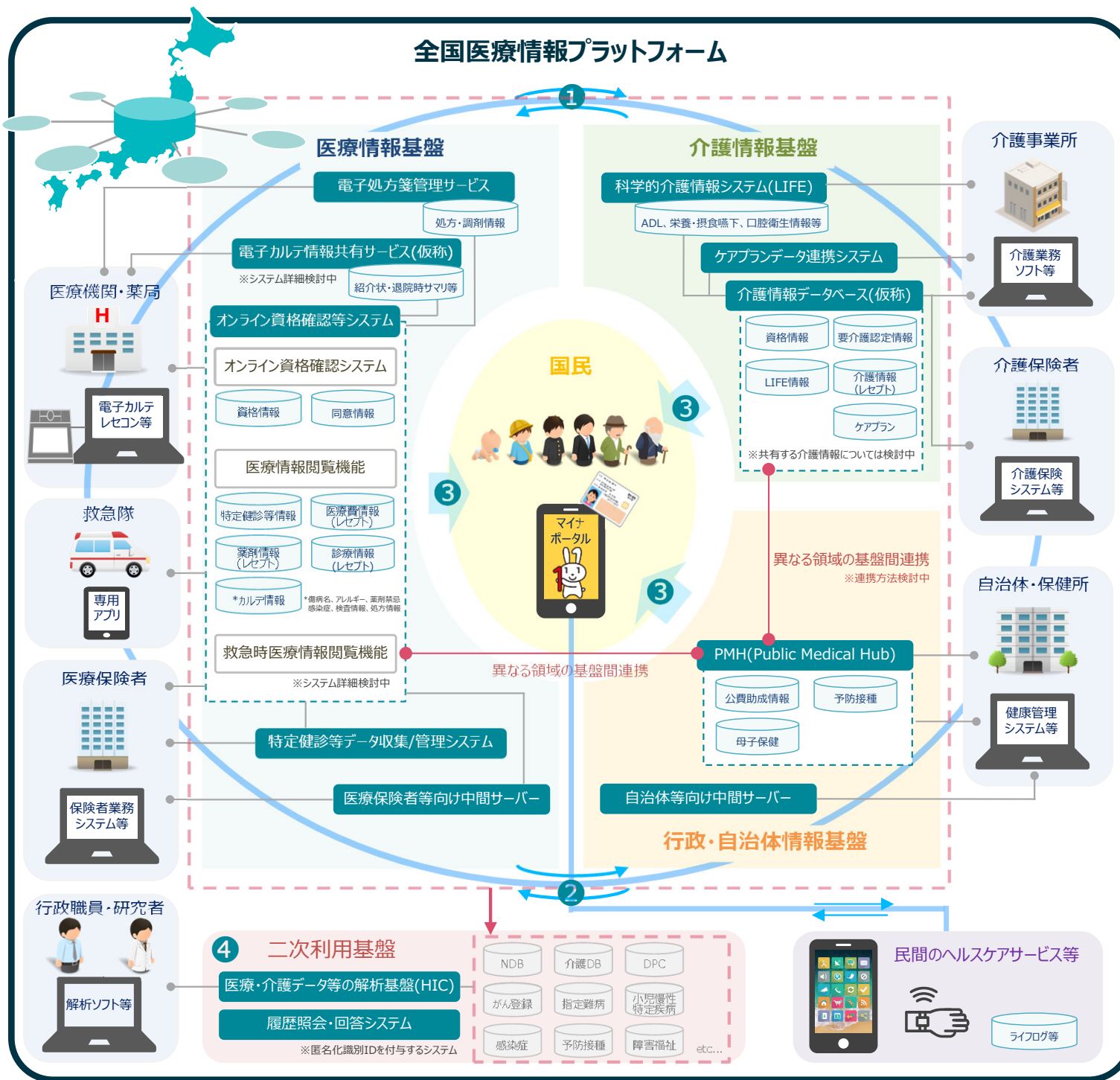
介護事業所・ケアマネジャー



医療機関

5. 介護情報基盤の構築におけるPMH (Public Medical Hub) の活用

全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



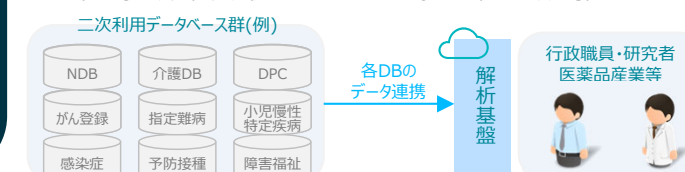
3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

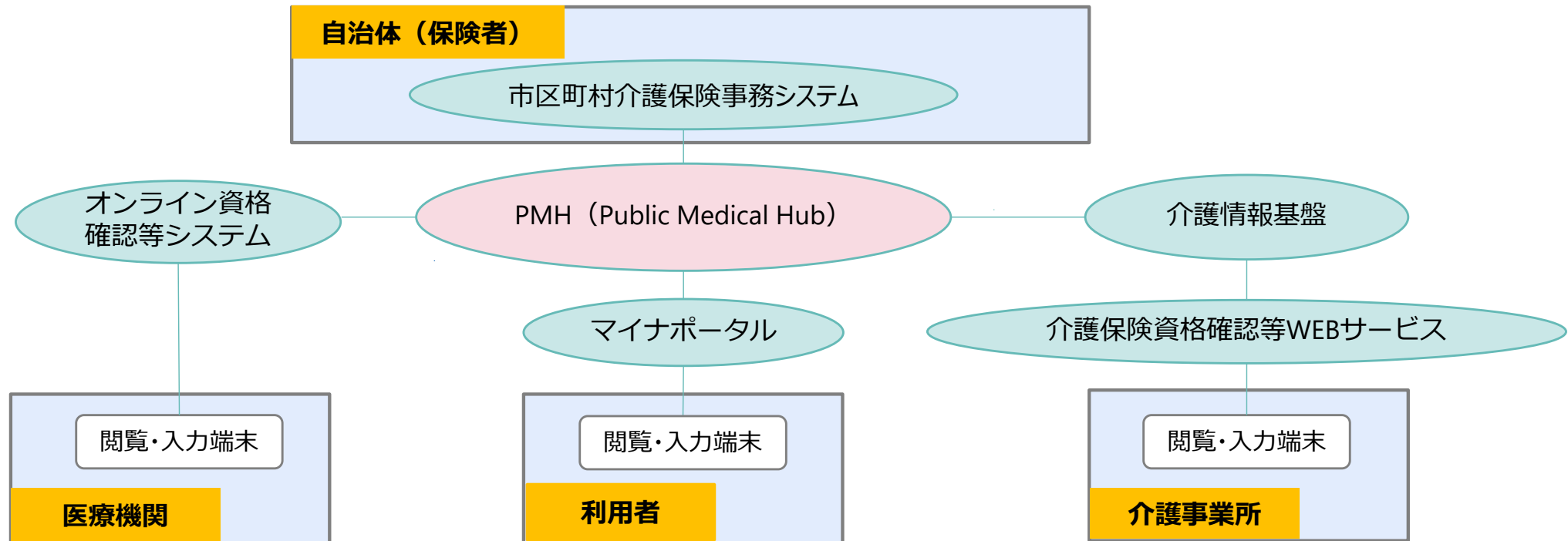
- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療的・確かな診断が可能になる。



（参考）介護情報基盤の構築におけるPMH（Public Medical Hub）の活用

- こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診分野における情報について、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムである**PMH（Public Medical Hub）**を活用したデジタル化に向け、取組が進められている。
- 介護情報基盤は、利用者本人のほか、自治体、介護事業所、医療機関と情報を連携することを想定している。
- 医療費助成等の分野ですでに活用が進んでいる**PMHを活用することで、自治体や医療機関との情報連携や、マイナポータルとの連携による利用者本人の情報閲覧が可能となる。**
 ※PMHを活用しない場合、上記機能を持つシステムを新たに構築する必要が生じる。
- このため、**介護情報基盤の構築に当たっては、PMHを活用し、自治体や医療機関と情報を連携することを想定。**
 ※令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて、介護保険被保険者証情報の電子化や要介護認定事務の電子化の取組について、今年度から、希望する自治体において先行的に実施。

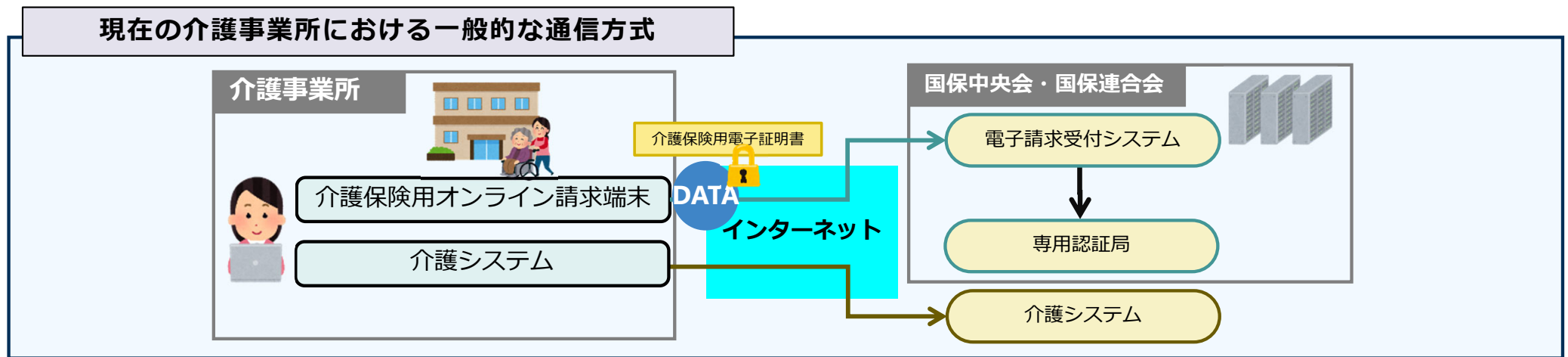
【システム概要図（令和8年度以降）】



6. 介護情報基盤利用に伴う通信方式とセキュリティの方針について

現在の介護事業所の通信方式と医療情報システムの安全管理ガイドライン

- 介護事業所においては、**多くの業務にてインターネットを使用した運用がなされている。**
- 医療情報システムの取扱い等を示した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン6.0版」においては、医療機関においては、「セキュアなネットワーク（※）」を原則とすることと整理されている。
※専用線、IKE+IPsec接続、IP-VPN接続等を用いて接続先への経路等が管理されているネットワーク
- その上で、**当該ガイドラインにおいては、「オープンなネットワーク」を使用する場合の安全管理措置について、「IPsecによるVPN接続等を利用せずHTTPSを利用する場合、TLS*1.3以上に限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施すること」とされている。**



安全管理ガイドラインで示されている安全管理措置

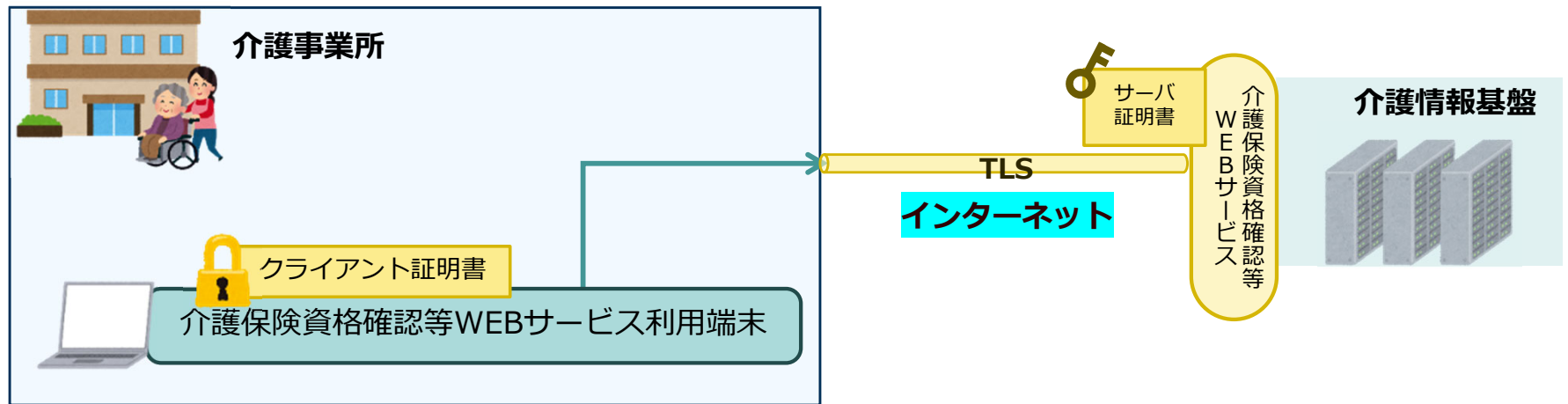
オープンなネットワークにおいて、IPsecによるVPN接続等を利用せずHTTPSを利用する場合
⇒インターネット接続（TLS1.3以上）＋クライアント証明書を利用した認証

* TLS (Transport Layer Security) : 今般の介護情報基盤関係でいえば、各事業所の端末から介護情報基盤にアクセスする際にデータの暗号化を実現する技術を表すもの。暗号化通信をしない場合、事業所が閲覧する情報が、介護情報基盤との通信の間に漏洩するリスクがある。これまでTLS1.0, 1.1, 1.2がリリースされており、現在はTLS1.3が最新（R6.8月末時点）。当該技術は金融等の機微な個人情報を扱う際にも使用されている。

介護情報基盤利用に伴う通信方式について

- インターネット通信（オープンなネットワーク）がベースとなっている介護事業所における介護情報基盤との連携については、医療情報システムの安全管理ガイドラインに基づく適切なセキュリティ対策を講じた上で、**インターネット回線においてTLS1.3+クライアント証明書を使用する方式を想定している。**

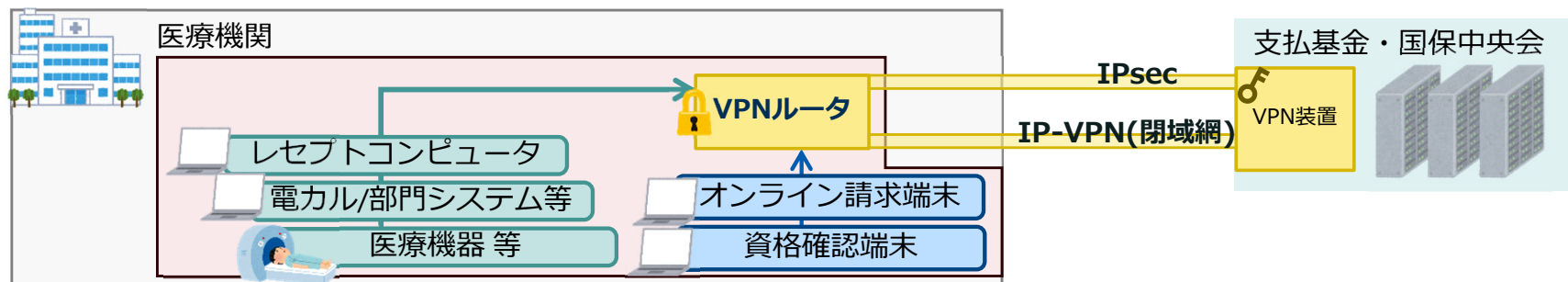
TLS1.3 + クライアント証明書



※介護保険資格確認等WEBサービスを利用するためには、医療情報システムの安全管理ガイドラインに準拠したセキュリティ対応に加え、利用する端末への、電子請求を利用する場合と同様のクライアント証明書（国保中央会で発行）、カードリーダーを利用してマイナンバーカードを読み取るためのドライバ、本人認証に利用するアプリケーションのインストール、TLS1.3に対応するための端末設定等が必要。

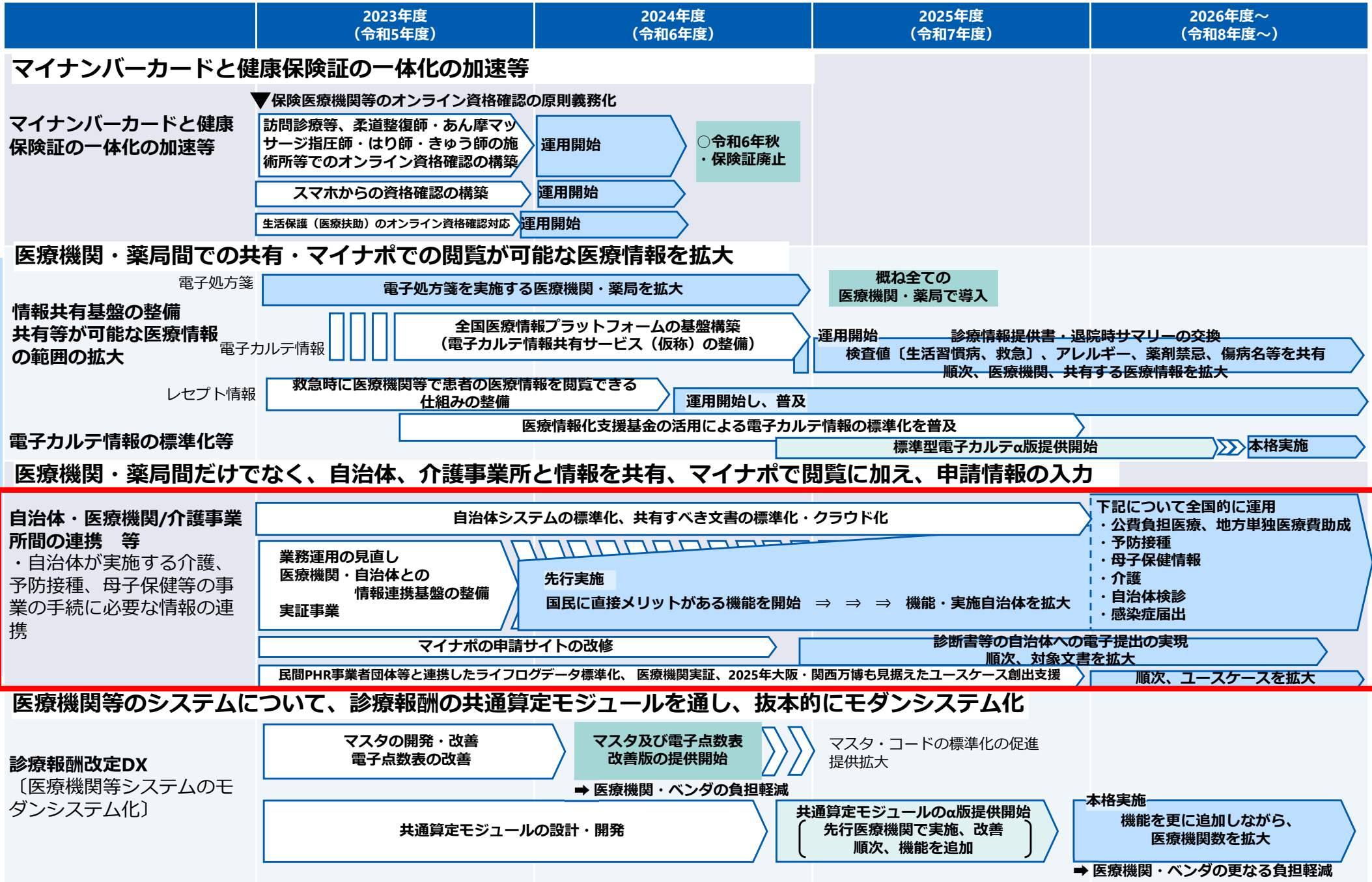
（参考）医療機関の場合 方式・IP-VPN/IPsec + IKE

院内ネットワークがインターネット回線と分離されており、IPsecやIP-VPNの導入に際しても大きな支障になりにくい。



7. 今年度実施した先行実証について

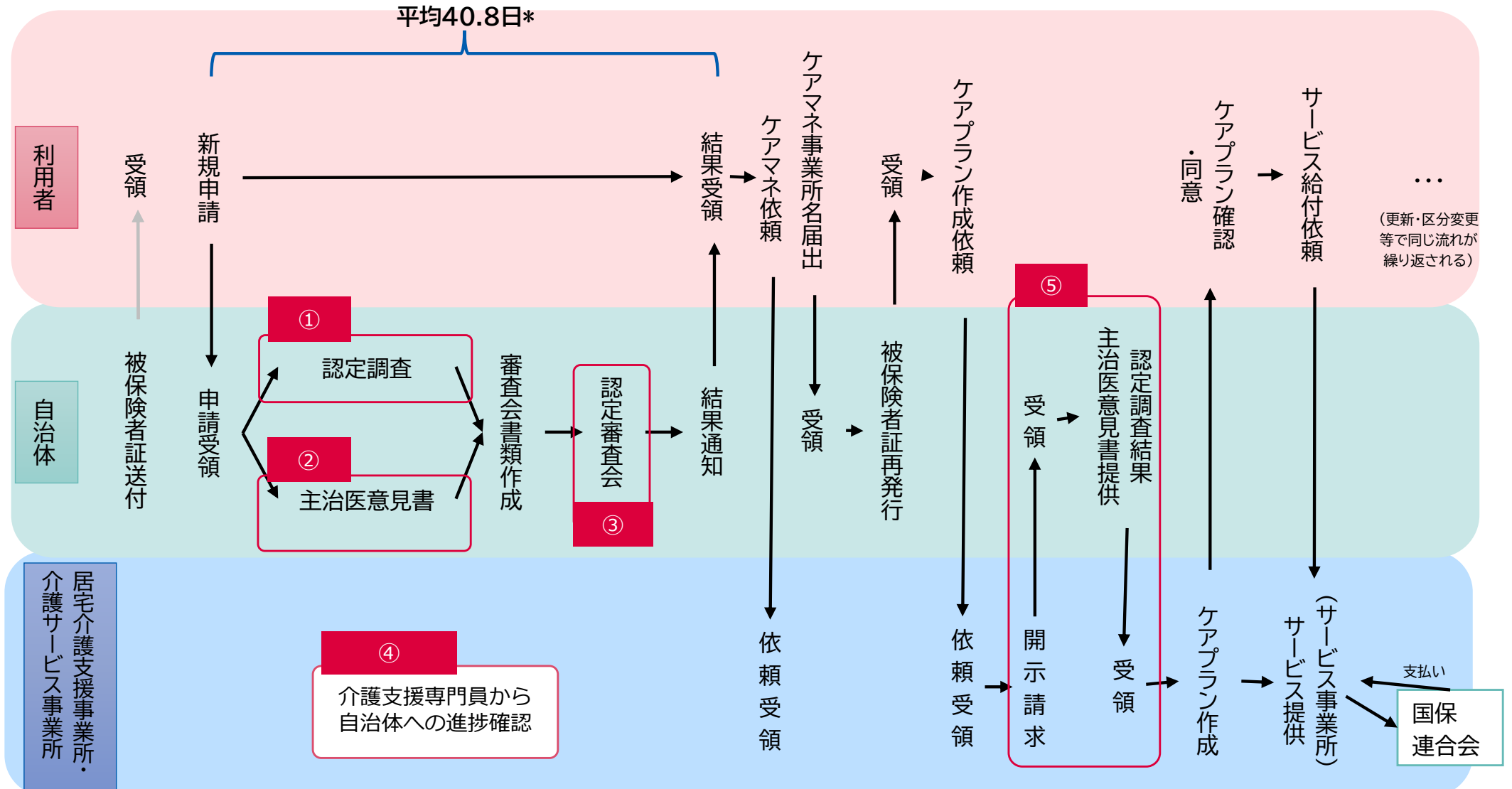
医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

業務効率化の具体例① 要介護認定事務の電子化

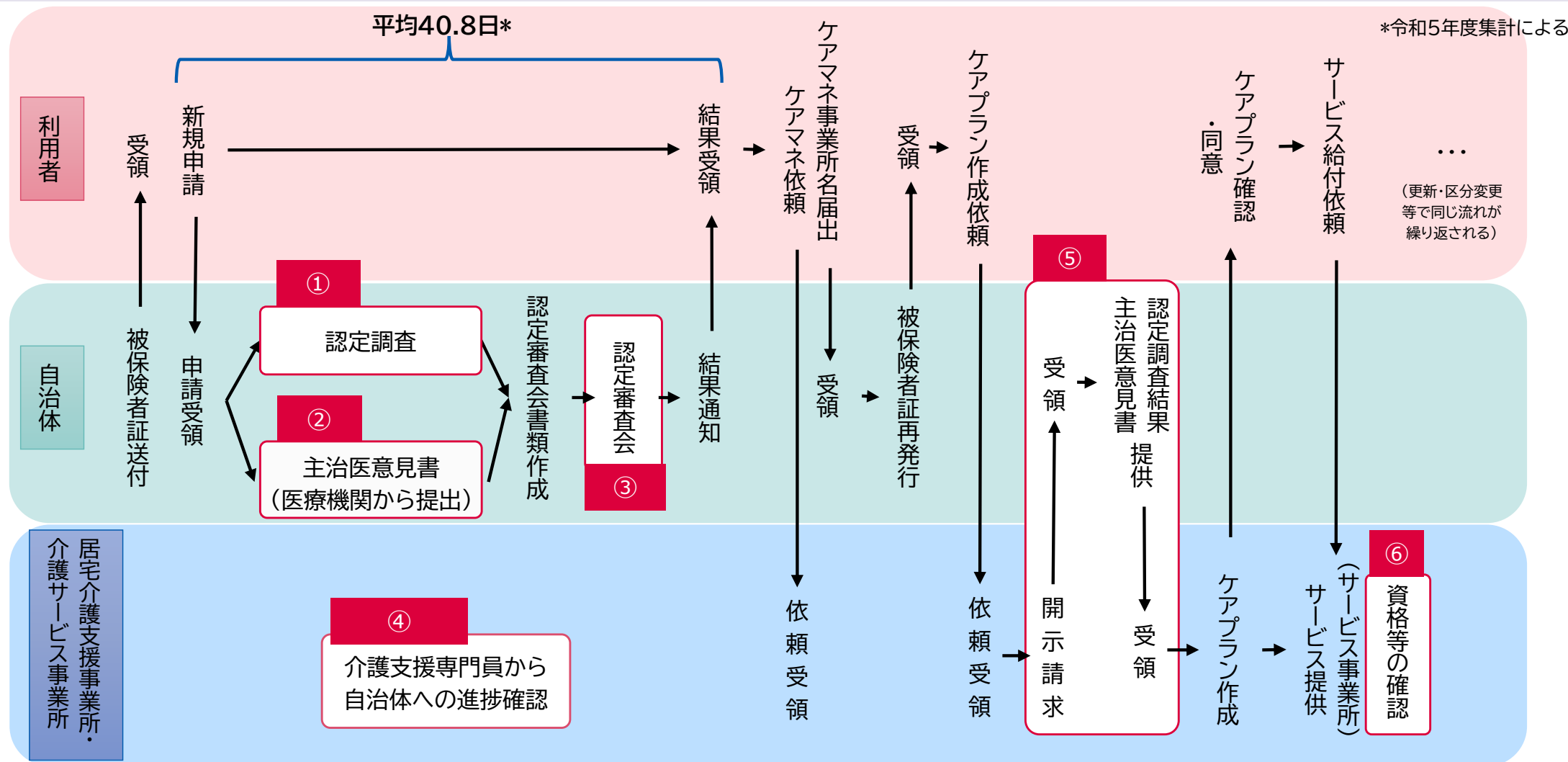
要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮（下記、①～⑤が電子化される）



*令和5年度集計による

介護DXの先行実証について

- 令和6年度の先行実証として、要介護認定事務の電子化（大分市：②⑤、別府市：②）や、介護事業所における電子による資格等の確認（大分市、都城市：⑥）について実証を実施。（令和7年1月中旬頃から開始予定。）
 - 先行実証で明らかになった課題を踏まえながら、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始（※）に向けて検討を進める。
- ※ 介護情報基盤の整備等により、①～⑥が電子化される。



要介護認定事務及び資格等確認の電子化における先行実証の概要

- 介護情報基盤の整備等により電子化される要介護認定事務及び資格等確認の全体イメージは以下のとおり。**市町村・居宅介護支援事業所の大幅な事務負担軽減や、要介護認定に要する期間の短縮、サービス提供時の利便性の向上**が期待される。（以下赤枠部分を先行実証で実施。）

事務手続	現状・課題及び電子化の概要	先行実証実施の有無
① 認定調査	認定調査の情報が電子的に共有できないため、審査会書類の準備や開示請求事務対応に時間を要している。 ⇒認定調査の内容について、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる。	—
② 主治医意見書の提出	医療機関の主治医は、市町村に対し、主治医意見書を郵送する場合、3～4日を要している。 ⇒医療機関から市町村に対し、介護情報基盤経由での電子的提出が可能となる。	○：大分市 別府市
③ 認定審査会の開催	市町村の介護保険担当部署は、認定審査会の委員（5名程度）に対し、審査会書類を郵送する場合は、大量の資料の印刷等にかかる負担が発生するとともに、郵送に3～4日を要している。 ⇒認定審査会資料について、審査会委員に対し、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて検討中。	—
④ 認定事務の進捗確認	ケアマネジャーは、担当する利用者の認定事務の進捗を電話等で市町村の介護保険担当部署に確認している。自治体によっては、月で数百件の電話対応が発生し、電話対応だけ委託しているケースもある。 ⇒認定事務の進捗状況や結果について、介護情報基盤経由で随時確認可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて準備中。	—
⑤ 認定情報の開示請求	ケアマネジャーは、ケアプラン作成に当たり、認定情報を参考とするため、市町村へ開示請求の上、市町村からの郵送又は市町村窓口での受け取りにより入手している。郵送する場合は、3～4日を要している。市町村窓口では、数時間待たされることもある。 ⇒ケアプラン作成に当たり必要な情報について、介護情報基盤経由で随時確認可能となり、開示請求事務対応が不要となる。	○：大分市 （別府市は独自の取組で実施済み）
⑥ 資格等の確認	介護保険法令上、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に被保険者証や負担割合証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。 ⇒サービス利用時における複数の証の提示が簡素化される。	○：大分市 都城市

8. 事業者支援について

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

保険者介護保険事務システム

介護情報基盤

介護事業所等

【1. 介護情報基盤への情報格納】

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

データ連携

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

ケアプラン情報
LIFE情報

データ連携

ケアプラン
データ連携システム

LIFE
科学的介護情報システム

ケアプラン情報

LIFE情報

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

※本人同意の取得方法等については検討中。

情報登録

WEBサービス

<利用者との契約時等>

本人確認、担当事業所登録

情報照会

WEBサービス

<被保険者の確認、ケアプラン作成時等>

情報閲覧

※閲覧の都度の本人確認は不要。

情報取得

WEBサービス

(居宅介護支援事業所)

居宅サービス利用届出

(医療機関)

主治医意見書

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

介護保険資格確認等WEBサービス

送付

文書作成ソフト・電子カルテ→オン資NW

介護保険資格確認等WEBサービス

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

市 …市町村

事 医 …介護事業所、医療機関

【1. 介護情報基盤への情報格納】

- 市 介護情報基盤と連携するために必要な介護保険事務システムの改修が完了次第、市町村の介護保険事務システムに格納されている介護保険被保険者証情報や要介護認定情報、住宅改修費利用等情報等を介護情報基盤に格納。
- 事 ケアプラン情報やLIFE情報をそれぞれのシステム経由で介護情報基盤に格納。

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

- 事 利用者との契約締結時等に本人確認を行うことにより、（本人確認を行った）利用者の担当事業所（当該利用者の情報を閲覧できる事業所）である旨を、介護保険資格確認等WEBサービス等経由で介護情報基盤に登録。
 - ※ 介護情報基盤経由での情報閲覧先をその利用者に関わる事業所に限定するために、情報を閲覧しようとする事業所において本人確認を行い、担当事業所である旨を介護情報基盤に登録する必要がある（本人確認を行った事業所でのみ閲覧が可能となる）。
 - ※ 本人確認の手法・本人同意の取得方法等については検討中。
- 事 本人確認を実施した利用者の介護情報基盤に格納された情報を、介護保険資格確認等WEBサービスで閲覧。
 - ※ 介護保険資格確認等WEBサービス経由で介護情報基盤に情報照会し、情報を取得。一度本人確認を実施していれば、閲覧する都度の本人確認は不要。
- 市 介護情報基盤に格納されたケアプラン情報、LIFE情報を閲覧。（閲覧方法は検討中。）

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

- 事 各居宅介護支援事業所が、（利用者の同意を得た上で）居宅サービス計画作成依頼届出（※）を、介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。
 - ※ 居宅サービス計画の作成を依頼する旨を依頼先の事業所の名称、住所等とともに市町村へ届け出るもの。
- 医 主治医意見書を、現に使用している文書作成ソフト・電子カルテ⇒介護情報基盤経由 or 介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。

介護事業所や医療機関における介護情報基盤の活用イメージについては、以下のとおり。

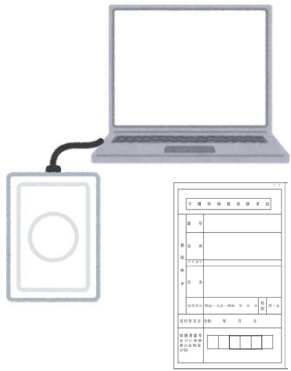
●介護事業所

<居宅介護支援事業所・介護サービス事業所>

<居宅介護支援事業所のみ>

契約時

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にて本人確認、
担当事業所登録を実施

情報閲覧

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にてログインの上、介護保険被保険者証情報、要介護認定情報等を閲覧*

居宅サービス利用届出

 介護保険資格確認等WEBサービス



各居宅介護支援事業所にてログインの上、利用者の承諾の下、居宅サービス計画作成依頼届出を提出

* 介護ソフトを導入している介護事業所の場合、介護ソフトから閲覧可能となる想定

●医療機関

主治医意見書の送付



現在使用している主治医意見書作成ソフト、電子カルテ等で主治医意見書を記載

or

介護保険資格確認等WEBサービス上で主治医意見書を記載

電子的に送付

保険者である自治体の介護保険事務システムで電子的に受領

自治体担当者



1. 支援の考え方

- 介護情報基盤を通じた介護情報のデータ共有により、利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待される。
- 介護事業所や医療機関において情報の電子的な共有・活用を行うための環境整備が必要となるため、その支援が必要と考えられる。

2. 支援の対象

<介護事業所>

- 介護情報基盤を活用して介護情報を共有するにあたっては、各事業所において「利用者のマイナンバーカードを読み取る機器」や「各種セキュリティ対策ソフト」等の準備が必要となる。

<医療機関>

- 介護情報基盤を活用してオンライン資格確認等システム経由で主治医意見書を電子的に共有するにあたっては、各医療機関の電子カルテ、文書作成システムに、自治体の介護保険事務システムで受領可能な主治医意見書の仕様で送信する機能を搭載する必要がある。

3. 今後の方針

- 介護事業所等に対し、介護情報基盤を活用した業務効率化の実現を推進するために必要な支援を行うこととしてはどうか。

介護事業所等への支援について

各介護事業所等におけるインターネットに接続可能な端末を利用することを想定。

1. 事業内容

- 介護事業所において介護情報基盤を活用するに当たり必要となる以下の費用を支援する。
 - ①環境整備に当たって必要となる技術的支援（クライアント証明書の導入等、介護保険資格確認等WEBサービスの利用にかかる端末設定等）
 - ②カードリーダー等
- 医療機関において介護情報基盤を活用するに当たり必要となる以下の費用を支援する。
 - 主治医意見書を記載する文書作成ソフト・電子カルテに、自治体の介護保険事務システムで受領可能な仕様で送信する機能を搭載

2. 事業開始時期

- 令和7年夏頃

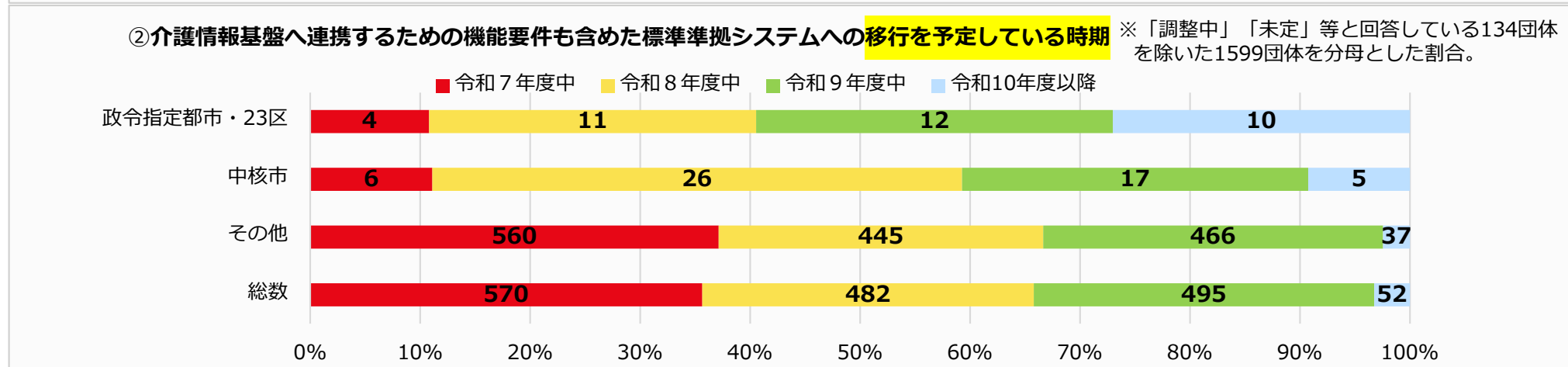
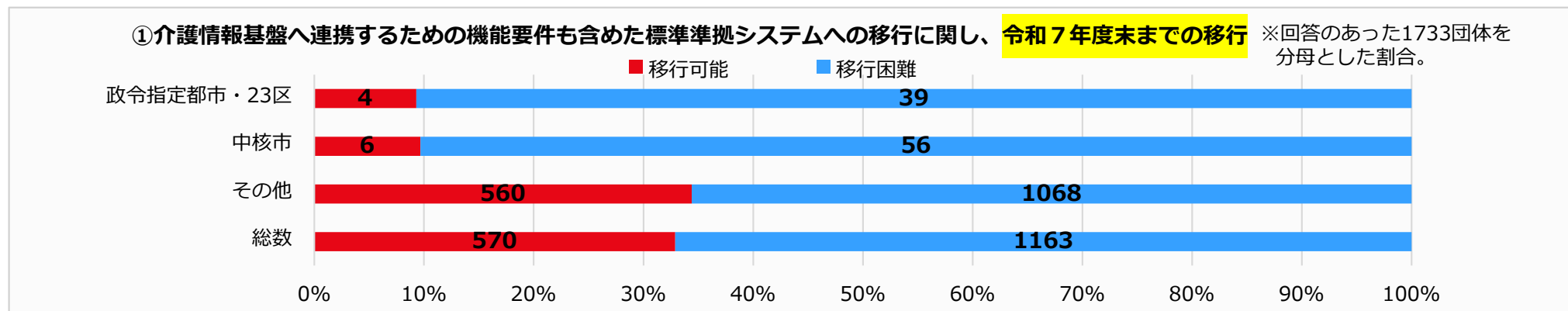
3. 補助内容・方法

- 介護事業所等毎（介護事業所の場合はサービス種別毎）に上限額を設定して補助
- 新たに設置するポータルサイト経由で介護事業所等から申請を受け付け、補助を実施

9. 今後の進め方について

介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果 (令和7年2月実施)

- 介護情報基盤の整備に係るスケジュールの検討に当たり、各市町村の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行に係る対応状況等について把握するため、**全国の市町村に対するアンケート調査を実施**(令和7年2月4日～14日)。3月7日時点で、1741団体のうち、1733団体(約99%※)から回答を受領。
※政令指定都市・23区：100%、中核市：100%、その他：約99%
- 介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行に関し、**令和7年度末までの移行が困難と回答した団体は半数を超えており、人口規模が大きい自治体で移行困難と回答する割合が高くなっている。**
- 移行予定時期について有効回答のあった1599団体のうち、**令和8年度までに移行予定の団体は約66%、令和9年度までに移行予定の団体は約97%、令和10年度以降に移行予定の団体は約3%**であり、**人口規模が大きい自治体で移行予定時期が遅くなる傾向にある。**



今後のスケジュールの考え方（案）

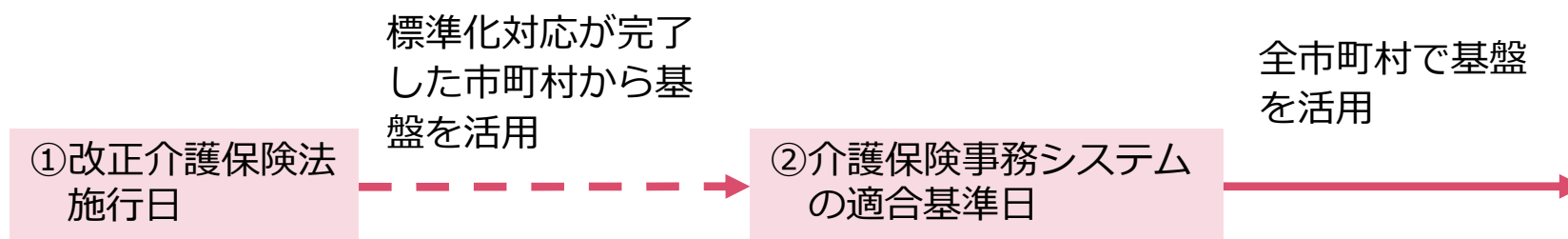
- 市町村において介護情報基盤を活用するためには、**介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準準拠システムへの移行対応（標準化対応）に伴うシステム改修が必要**となる。この標準化対応に係る状況を調査した自治体向けアンケート調査の結果等を踏まえつつ、介護情報基盤の整備に向けた今後のスケジュールを検討していく必要がある。
- スケジュールの検討に当たり、**①全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法の介護情報基盤に係る規定の施行日**と、**②介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日**については、**以下のとおり考え方を整理する方向で検討することとし、両者をそれぞれ分けて設定することとしてはどうか。**

①改正介護保険法施行日

⇒ 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村から、介護情報基盤の活用が開始可能となる時期

②適合基準日

⇒ 全市町村で、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了し、介護情報基盤の活用を開始する時期（各市町村の介護保険事務システムが、介護情報基盤へデータ送信する機能を具備する必要がある期限）



今後のスケジュール（案）

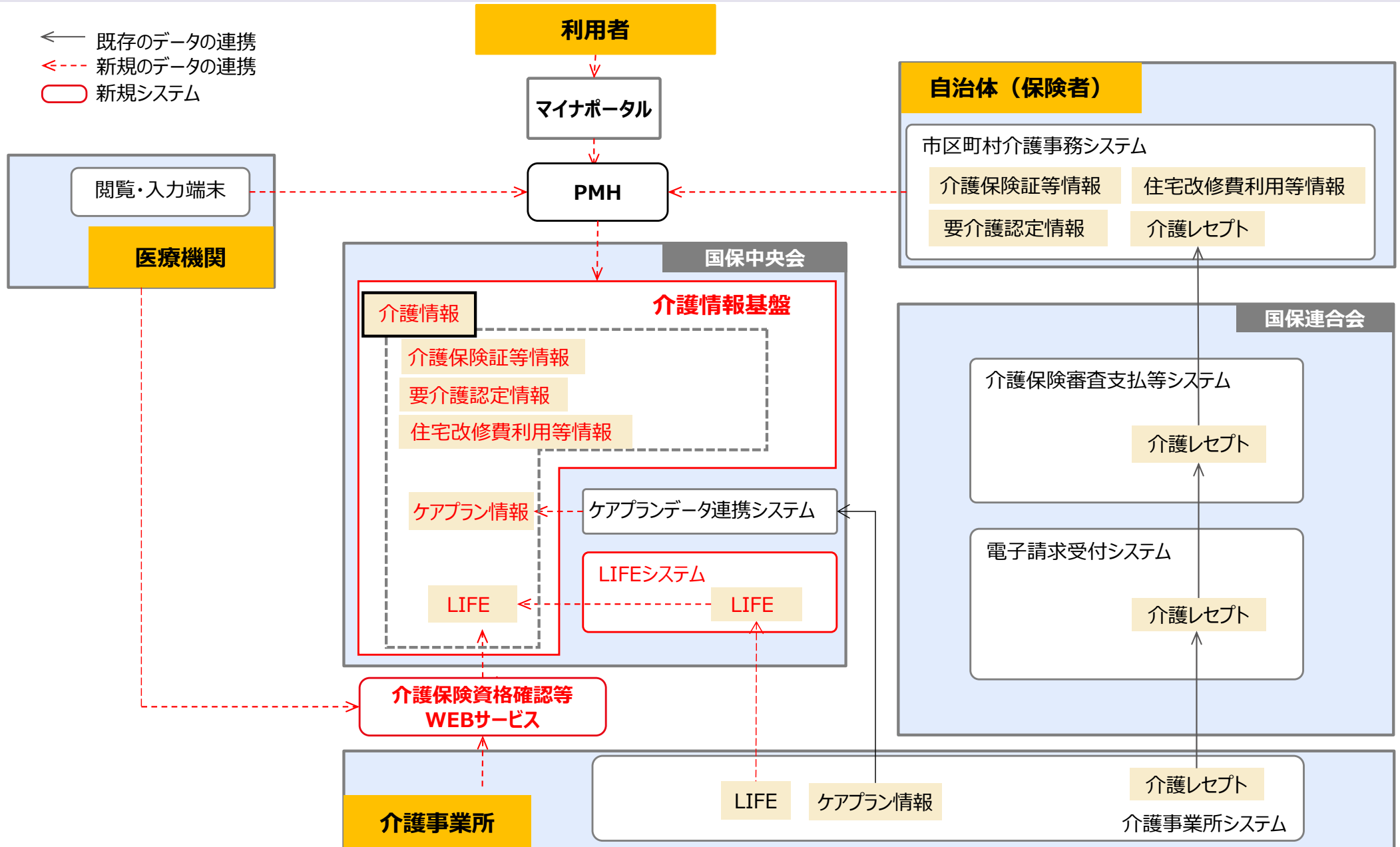
- 市町村による介護情報基盤へのデータ送信を円滑に行うためにはデータ送信にかかる期間を十分に確保する必要があることを踏まえ、介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村による介護情報基盤へのデータ送信については、令和 8 年度以降順次開始することとしてはどうか。
また、データ送信が完了し、情報の共有が可能となる市町村においては、可能な限り早く利活用を開始できることが望ましいと考えられることから、介護情報基盤経由での情報共有については、データ送信が完了した市町村から順次開始することとしてはどうか。
- 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和 8 年度以降とする方向で引き続き検討することとしてはどうか。



參考資料

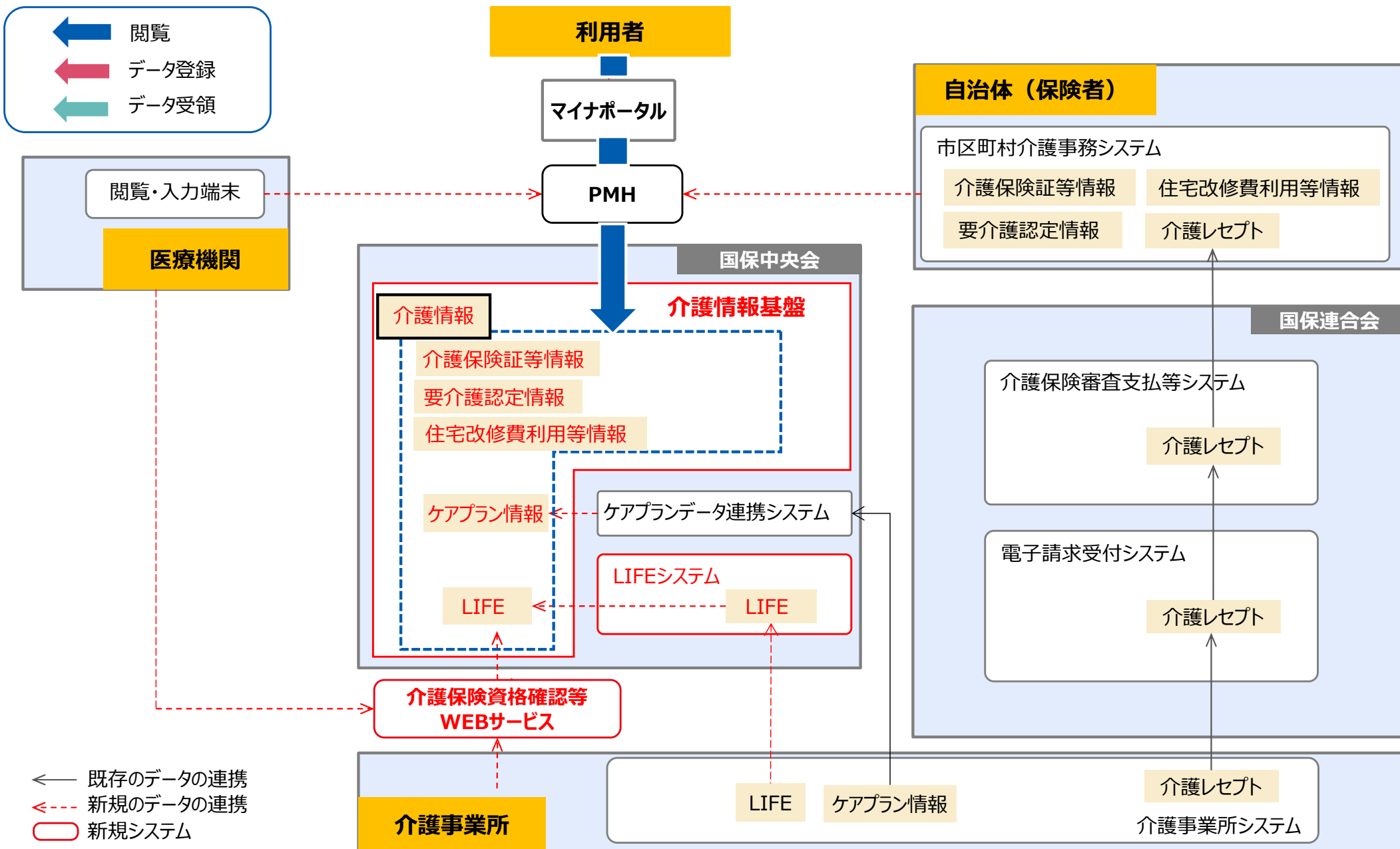
介護情報基盤と情報の流れのイメージ（令和8年度以降）

- 国保中央会において新規開発をする介護情報基盤を中心に、既存システムも活用した全体構成として検討を進めている。
- 介護情報基盤の情報を、利用者、自治体、介護事業所、医療機関がそれぞれ連携・閲覧する。



介護情報基盤：利用者の活用イメージ（令和8年度以降）

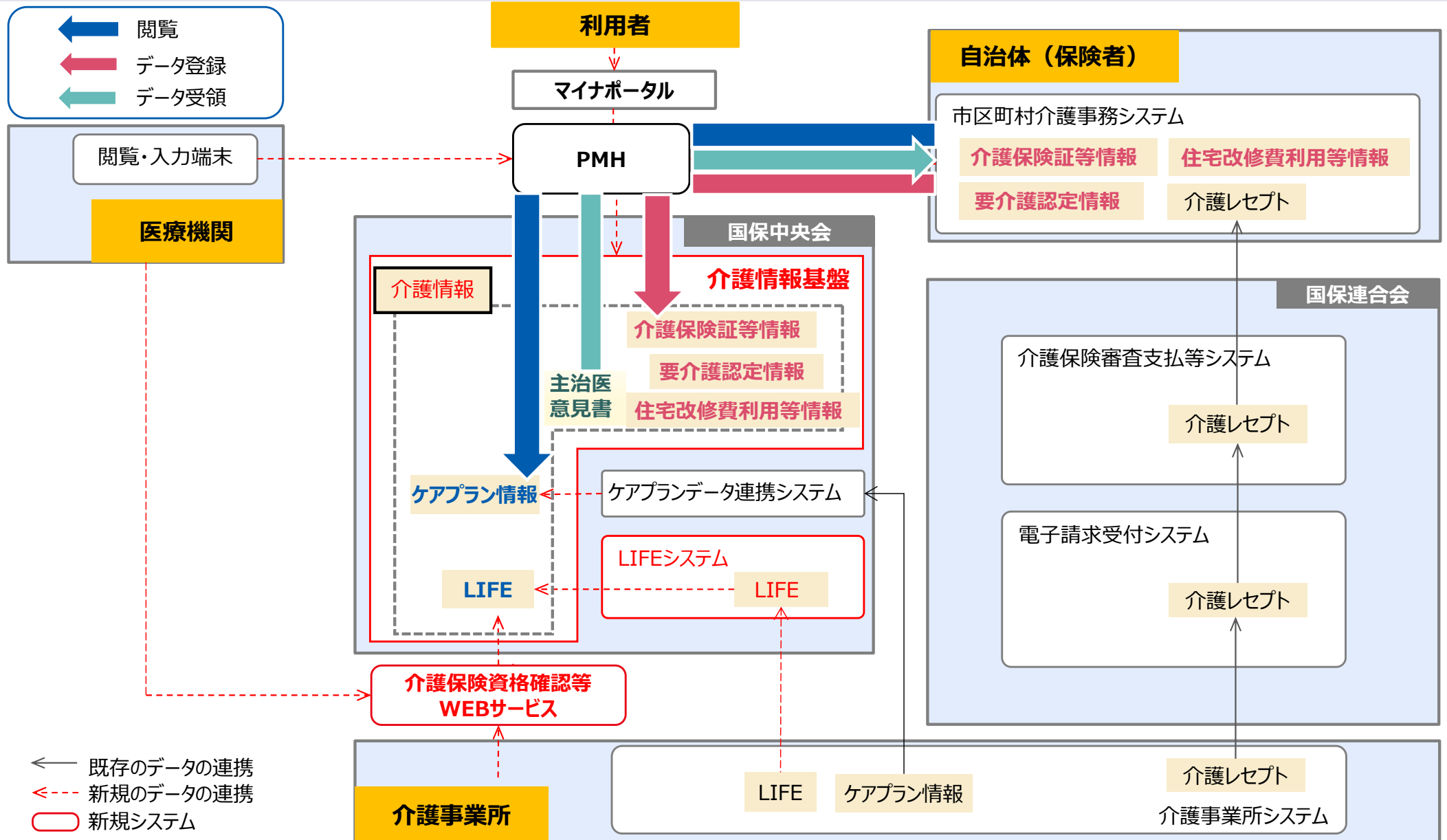
- 利用者は介護情報基盤に登録された自身の介護情報をマイナポータル経由で閲覧できる。



介護情報基盤：自治体の活用イメージ（令和8年度以降）

● 自治体は

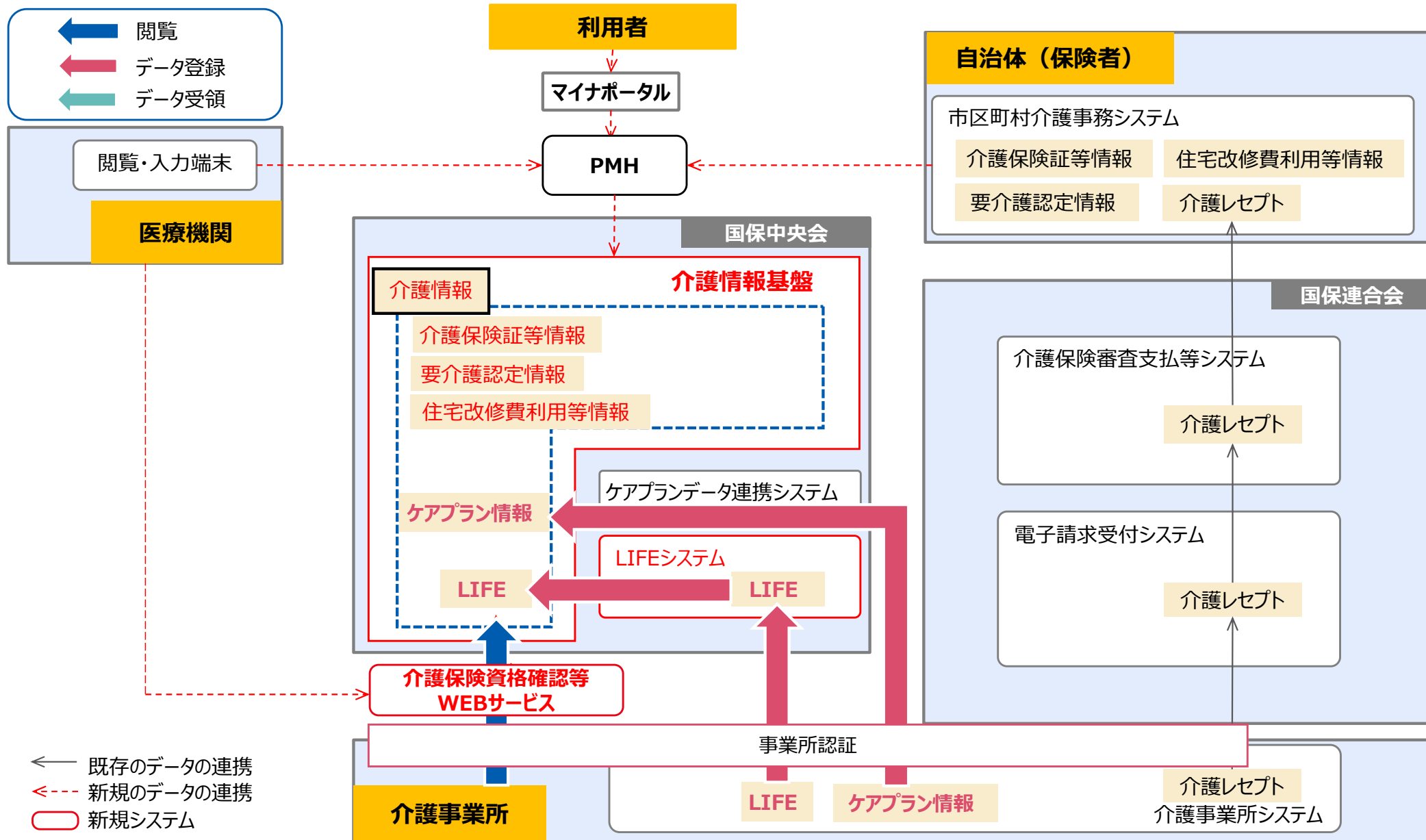
- ・ ケアプラン情報、LIFE情報を閲覧・活用できる。（閲覧方法は検討中）
- ・ 介護保険証等情報、要介護認定情報、住宅改修費利用等情報を介護情報基盤に登録する。
- ・ 主治医意見書を介護情報基盤経由で受領する。



介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

● 介護事業所は

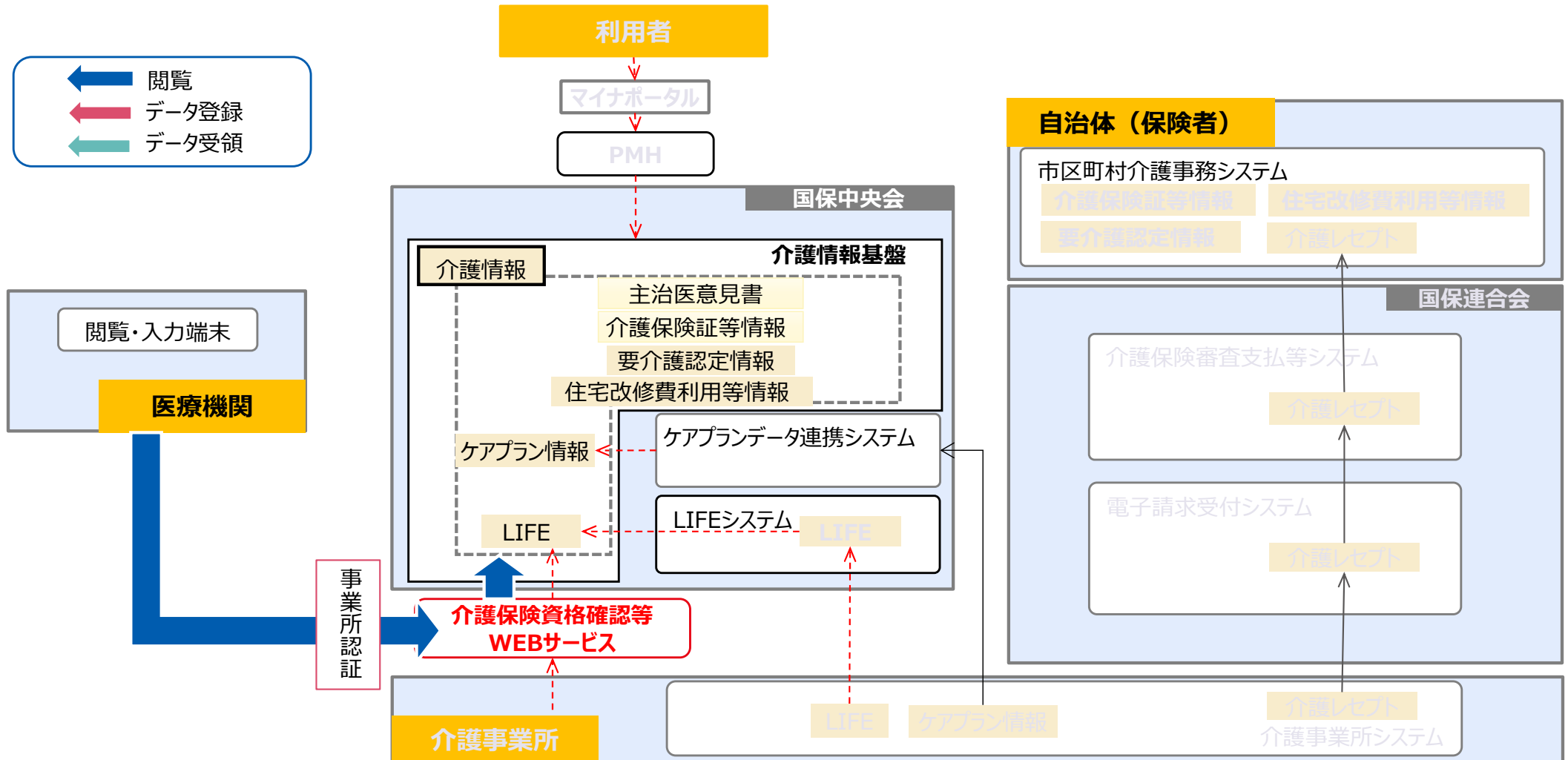
- 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
- ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。



介護情報基盤：医療機関の活用イメージ ～医療機関における介護情報の閲覧について～

基本的な考え方・方針

- 当面の間、希望する医療機関については、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、担当する患者の介護情報を閲覧することとしてはどうか。（みなし介護事業所として、インターネットに接続している端末への適切なネットワークの設定や、クライアント証明書の搭載など必要なセキュリティ対策を講じることで閲覧を可能とする。）
- 上記の場合で閲覧可能な情報は、当面の間、介護保険被保険者証情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプランとする。



介護情報基盤：医療機関の活用イメージ ～医療機関から保険者への主治医意見書の電子的な提出方法について～

基本的な考え方・方針

○医療機関から自治体への主治医意見書の電子的提出については、医療機関と自治体の負担軽減を目的として、

①介護保険資格確認等WEBサービスを介して、セキュリティを確保した上でインターネット経由で提出する経路と、

②医療機関における電子カルテ、文書作成ソフト等に、自治体の介護保険事務システムで受領可能な主治医意見書の仕様で送信する機能を搭載する（※1）ことで、オンライン資格確認等システム経由で直接提出する経路

が考えられるのではないかと（※2）。

※1 電子カルテ等に当該機能を搭載することを検討する医療機関については、その他の情報の利活用に伴う改修時期との関係に留意が必要。

※2 今後、医療DX全体の進捗状況とも整合性を取りながら検討を進める。

